

かながわ教育月間を定める要綱

(趣旨)

第1条 かながわ教育ビジョンで掲げた理念の実現に向け、県民一人ひとりが、かながわのスポーツ・文化を含めた教育に関する理解と関心を深め、協働・連携によるかながわの人づくり、自分づくりを進め、かながわの教育を一層推進するため、かながわ教育月間を定める。

(期間)

第2条 かながわ教育月間は、国民の祝日に関する法律第2条に規定された体育の日（10月の第2月曜日）以前の直近の土曜日から、文化の日（11月3日）以降の最初の日曜日までの概ね30日間とする。

(教育月間の取組)

第3条 県は、市町村、学校、企業、広く教育に係る機関及び団体等（以下「各主体」という。）との協働・連携のもと、第1条に規定した趣旨に沿った取組を実施する。

2 県は、県及び各主体が実施する、かながわ教育月間の趣旨に沿った取組について、広く普及を図り、県民による主体的な取組を促進するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、かながわ教育月間に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。